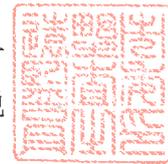




遠野市監査委員告示第15号
令和5年12月28日

令和5年度公の施設に係る指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年12月27付け遠財第139号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子
遠野市監査委員 奥友康悦





遠 財 第 139号
令和 5 年12月27日

遠野市監査委員 様

遠野市長 多 田 一 彦



令和 5 年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書の指摘事項に対する措置方針について（報告）

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項等

(1) 上郷町農産物直売組合【畜産園芸課】

【指摘事項】

指定管理にあたっては利用料金制を導入しており、指定期間において利用料金の承認申請、また、変更が生じた場合には変更申請を行うよう指定管理者に指導するべきであった。

(2) 小友町農産物直売組合【畜産園芸課】

【指摘事項】

指定管理にあたっては利用料金制を導入しており、指定期間において利用料金の承認申請、また、変更が生じた場合には変更申請を行うよう指定管理者に指導するべきであった。

2 改善方針

利用料金の決定（変更）については、遠野市農産物直売加工施設条例（以下「条例」という。）第18条第 2 項の規定及び基本協定書第24条の規定に基づいた適切な事務処理が実施されるよう、基本協定書締結時及び年度協定書締結時等の機会を通じて定期的な助言指導を行い、指定管理者と認識の共有を図るものとする。

3 対応状況

各指定管理者から農産物直売加工施設利用料金承認申請書を受理し、内容を審査した結果、条例第10条に規定する額の範囲内であり適当と認められることから、農産物直売加工施設利用料金決定承認書を交付（令和 5 年12月20日付）したものの。



担当	総務企画部財政課 菊池 (内線 810-224)
----	-----------------------------